

資 料 編

資料 調査した設立認可法人及び所轄庁の概要

○ 学校法人	111
○ 医療法人	113
○ 社会福祉法人	115
○ 健康保険組合	118
○ 厚生年金基金	120
○ 国民年金基金	122
○ 企業年金基金	124
○ 広域臨海環境整備センター	126

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等
【学校法人】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	評議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				実地調査の受検
						事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書	
1	文部科学大臣	14	2	36	○	○	○	○	○	○
2	文部科学大臣	15	2	31	○	○	○	○	○	○
3	文部科学大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○
4	文部科学大臣	14	2	29	○	○	○	○	○	○
5	文部科学大臣	8	2	24	○	○	○	○	○	○
6	文部科学大臣	7	2	14	○	○	○	○	○	○
7	文部科学大臣	11	2	23	○	○	○	○	○	○
8	文部科学大臣	6	2	13	○	×	○	○	○	○
9	文部科学大臣	9	2	19	○	○	○	○	○	○
10	文部科学大臣	8	2	23	○	×	×	×	×	○
11	文部科学大臣	12	2	30	○	○	○	○	○	○
12	文部科学大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	○
13	文部科学大臣	7	2	17	○	×	×	×	×	○
14	文部科学大臣	6	2	15	○	○	○	○	○	○
15	文部科学大臣	7	2	22	○	○	○	○	○	○
16	文部科学大臣	6	2	15	○	○	○	○	○	○
17	都道府県知事	5	2	16	○	○	○	○	○	○
18	都道府県知事	10	2	24	○	○	○	○	○	○
19	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
20	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
21	都道府県知事	5	2	13	○	○	○	○	○	○
22	都道府県知事	9	2	19	○	○	○	○	○	○
23	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	○
24	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
25	都道府県知事	6	2	21	○	○	○	○	○	○
26	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
27	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	○
28	都道府県知事	7	2	18	○	○	○	○	○	○
29	都道府県知事	6	2	14	○	○	○	○	○	○
30	都道府県知事	15	2	32	○	○	○	○	○	○
31	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地調査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の届出」の欄の「-」は、法人が補助金を受けておらず、所管庁への財務諸表等の提出義務がないものである。

4 「財務諸表等の備置き」の欄の「-」は、法人の認可後、一会計年度を経過していないものである。

5 「実地調査の受検」の欄の「-」の法人は、補助金を受けていないため検査の対象となっていないものである。

6 No.14～16の法人は、補助金を受けていないため「財務諸表等の届出」欄は「-」としているが、文部科学大臣は、学部・学科等の認可後、一定期間「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施し、その中で実地調査を行っているため、「実地調査の受検」欄は「○」と記載している。

7 No.25の法人の評議員数は寄附行為に規定された上限の人数である。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【学校法人】

<文部科学省>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置の確認	監事監査に係る指導
文部科学省	○	○	○	○	○	○	○

<都道府県>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置の確認	監事監査に係る指導
1	○	○	○	×	—	○	○
2	○	○	○	×	—	○	×
3	○	○	○	○	×	○	×
4	○	○	○	○	×	○	○
5	○	○	○	×	—	×	○
6	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	×	—	○	○
8	○	○	○	○	×	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○
10	○	○	○	○	×	○	○
11	○	○	○	×	—	○	×
12	○	○	○	×	—	×	×
13	○	○	○	○	×	○	○
14	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

- 2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当がない場合は「—」としている。
 3 「認可の審査基準の定め」欄は、文部科学大臣が策定している基準を用いている都道府県も「○」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

【医療法人】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	社員又は 評議員 (人)	財務諸表 等の届出	財務諸表等の備置き						外部監査 の活用	立入検査 の受検
						事業報告 書	財産目録	貸借対照 表	損益計算 書	監事の監 査報告書	定款又は 寄附行為		
1	厚生労働大臣	10	2	11	○	×	×	×	×	×	×	○	×
2	厚生労働大臣	24	1	11	○	×	×	×	×	×	×	×	×
3	厚生労働大臣	6	2	8	○	○	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	10	2	15	○	○	○	○	○	○	○	○	×
5	厚生労働大臣	15	2	6	○	×	×	×	×	×	×	×	×
6	厚生労働大臣	13	2	15	○	×	×	×	×	×	×	×	×
7	厚生労働大臣	8	2	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
8	厚生労働大臣	6	2	15	○	×	×	×	×	×	×	×	×
9	厚生労働大臣	5	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	×
10	厚生労働大臣	6	2	7	○	×	×	×	×	×	×	○	×
11	厚生労働大臣	6	1	4	○	○	○	○	○	○	○	○	×
12	厚生労働大臣	7	3	4	○	×	×	×	×	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	7	2	20	○	×	×	×	×	×	×	×	×
14	厚生労働大臣	20	2	4	○	×	×	×	×	×	×	○	×
15	厚生労働大臣	6	1	8	○	○	○	○	○	○	○	×	×
16	厚生労働大臣	4	1	4	○	×	×	×	×	×	×	○	×
17	厚生労働大臣	16	2	7	○	○	○	○	○	○	○	×	×
18	厚生労働大臣	8	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
19	厚生労働大臣	17	2	6	○	○	○	○	○	○	○	○	×
20	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
21	厚生労働大臣	4	1	5	○	×	×	×	×	×	×	○	×
22	厚生労働大臣	7	1	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×
23	厚生労働大臣	8	1	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×
24	厚生労働大臣	4	1	4	○	○	○	○	○	○	○	×	×
25	厚生労働大臣	3	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
26	厚生労働大臣	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	×
27	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	×	×	×	×	×	○	×
28	厚生労働大臣	5	2	5	○	×	×	×	×	×	×	○	×
29	厚生労働大臣	3	1	4	○	×	×	×	×	×	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」
としている。

3 No.9及び26の法人の「-」は、「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」及び「外部監査の活用」の状況を確認をできなかったことを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【医療法人】

<本省>

	認可の審査基準 の定め	審査基準の公表	認可に係る標準 処理期間の定め・ 公表	指導監督基準の 定め	指導監督基準の 公表	財務情報等の備 置きの確認	監事監査に係る 指導
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	×	×

<地方厚生(支)局>

	指導監督基準の定め(地方厚生 (支)局独自のもの)	指導監督基準の公表	指導監督基準の備置きの確認	監事監査に係る指導
東北厚生局	×	-	×	×
関東信越厚生局	×	-	×	×
東海北陸厚生局	×	-	×	×
近畿厚生局	○	×	×	×
中国四国厚生局	×	-	×	×
四国厚生支局	×	-	×	×
九州厚生局	×	-	×	×

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「-」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資-3

【社会福祉法人】

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出の有無	財務諸表等の備置き				積立金の使途に関する計画の策定	外部監査の活用	
						事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書		監事の意見を記載した書面	公認会計士による監査
1	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	×	×	○
2	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	×
3	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	○
5	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
6	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○
7	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	×	○	×
8	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
9	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	-	-	-	-	○	○	○
10	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
11	厚生労働大臣	児童系	8	2	○	○	○	○	○	×	×	×
12	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	-	-	-	-	×	×	×
14	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	×
15	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	×	×	×	×	×	×	×
16	厚生労働大臣	老人系	13	2	○	○	○	○	○	○	×	×
17	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	○	×	×	×
18	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	×	×	×	×	×	○	○
19	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	-	-	-	-	×	×	×
20	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
21	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×	×
22	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	×	○	×	×
23	厚生労働大臣	老人系	11	2	○	○	○	○	○	×	×	×
24	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
25	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
26	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	×	○	○	×	○	×	○
27	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				積立金の 使途に関 する計画 の策定	外部監査の活用	
						事業報告 書	財産目録	貸借対照 表	収支計算 書		監事の意 見を記載し た書面	公認会計 士による監 査
28	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	○	○	○	○	×	○	×
29	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	×
30	厚生労働大臣	障害者系	8	2	○	×	×	×	×	×	×	×
31	厚生労働大臣	障害者系	11	2	○	○	○	○	○	○	○	×
32	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	○	○	○	○	×	○
33	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	—	—	—	—	×	○	×
34	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	×	×	×	○	×	×
35	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	○	○	○	○	×	○	×
36	都道府県知事	老人系	12	2	○	×	×	×	×	×	○	×
37	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
38	都道府県知事	老人系	10	2	○	○	○	○	○	×	×	×
39	都道府県知事	老人系	7	2	○	—	—	—	—	×	×	×
40	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
41	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	×	○	×	×
42	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	○	×	×
43	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	○
44	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
45	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	×
46	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	×	×	×
47	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	×	×	×	×
48	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○
49	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×	×
50	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	×	×	×	×	×	×
51	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
52	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「積立金の使途に関する計画の策定」、「外部監査の活用」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の備置き」の欄の「—」は、今回の調査において、備置きの状況を確認することができなかったものを示す。

4 「児童系」とは保育所等の経営を主に行う法人、「老人系」とは養護老人ホーム等の経営を主に行う法人、「障害者系」とは障害者支援施設等の経営を主に行う法人を示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【社会福祉法人】

<本省>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	○	○

<地方厚生局>

	認可の審査基準の定め(独自のもの)	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生局独自のもの)	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	×	—	○	×	—	×	○
東北厚生局	×	—	○	×	—	○	○
関東信越厚生局	×	—	○	×	—	○	○
東海北陸厚生局	×	—	○	×	—	○	○
近畿厚生局	×	—	○	×	—	○	○
中国四国厚生局	×	—	○	×	—	×	○
九州厚生局	×	—	○	×	—	×	○

<都道府県>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
1	×	—	○	×	—	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○
3	×	—	○	○	×	×	○
4	×	—	×	×	—	○	○
5	○	○	○	○	○	×	○
6	×	—	×	×	—	○	○
7	○	×	○	×	—	○	○
8	×	—	○	○	○	○	○
9	×	—	×	○	×	○	○
10	×	—	×	×	—	○	○
11	×	—	×	○	○	×	○
12	○	○	○	○	○	×	○
13	○	○	○	○	○	×	○
14	○	○	○	○	○	○	○
15	×	—	×	○	×	○	○

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「—」としている。

3 指導監督基準の策定及び公表は、行政手続法等に基づく義務とされているものではない。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-4

【健康保険組合】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	組合会議 員(人)	財務諸表 等の届出	収入支出 決算概要 表(その1 ～7)	財務諸表等の備置き						実地指導 監査の受 検
							病院診療 所収入支 出決算概 要表	直営保養 所収入支 出決算概 要表	損益計算 損書(一般 勘定)	貸借対照 表(一般 勘定)	事業報告 書	財産目録	
1	厚生労働大臣	4	2	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	厚生労働大臣	14	2	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地指導監査の受検」の欄の「○」は、それぞれの事項が「有」であることを示す。

3 No.27の法人の「-」は、「財務諸表等の備置き」の状況を確認をできなかったものを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【健康保険組合】

<本省>

	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○

<地方厚生(支)局>

	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準の公表(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○
近畿厚生局	—	—	—	×	×	○	○
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	×	○
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○
九州厚生局	—	—	—	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「—」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」と表記している。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、健康保険組合は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資-5

【厚生年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				外部監査の活用	実地監査の受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書	監事の意見		
1	厚生労働大臣	21	2	45	○	○	○	○	○	×	○
2	厚生労働大臣	14	2	32	○	×	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	16	2	34	○	○	○	○	○	×	○
5	厚生労働大臣	12	2	30	○	×	×	×	×	×	○
6	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
7	厚生労働大臣	8	2	16	○	○	○	○	○	×	○
8	厚生労働大臣	8	2	23	○	×	×	×	×	×	○
9	厚生労働大臣	12	2	28	○	○	○	○	○	×	○
10	厚生労働大臣	16	2	33	○	×	×	×	×	×	○
11	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
13	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×	×	○
14	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	×	○
17	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	×	×	×	×	○
18	厚生労働大臣	8	2	17	○	×	×	×	×	×	○
19	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×	×	○
20	厚生労働大臣	8	2	16	○	×	×	×	×	×	○
21	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×	×	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
23	厚生労働大臣	16	2	6	○	×	×	×	×	×	○
24	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	×	×	×	○
25	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
26	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
27	厚生労働大臣	7	2	17	○	○	○	○	○	×	○
28	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【厚生年金基金】

<本省>

	設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の定め	設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の公表	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め	指導監督基 準の公表	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○	○	×

<地方厚生(支)局>

	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 定め	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 公表	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め(地 方厚生(支) 局独自の もの)	指導監督基 準の公表 (地方厚生 (支)局独自 のもの)	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
北海道厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
近畿厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
九州厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、厚生年金基金は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資-6

【国民年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				外部監査の活用	実地監査の受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書	監事の意見		
1	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	×	○
2	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	10	2	16	○	×	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	15	2	24	○	×	×	×	×	×	○
5	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
6	厚生労働大臣	12	2	24	○	×	×	×	×	×	○
7	厚生労働大臣	6	2	18	○	×	×	×	×	×	○
8	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	×	○
9	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
10	厚生労働大臣	9	2	12	○	×	×	×	×	×	○
11	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
12	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
13	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
14	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
15	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
16	厚生労働大臣	9	2	15	○	×	×	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれ「有」の場合が「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【国民年金基金】

<本省>

設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
○	○	—	○	○	—	○	×	×

<地方厚生(支)局>

地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準(地方厚生(支)局独自の)	指導監督基準(地方厚生(支)局独自の)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	○
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「×」と、「無」の場合は「○」として示している。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め)「—」としている。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」については、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資一7

【企業年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き 確定給付企業年金の 事業及び決算に関する 報告書	外部監査の活用	書面監査の受 検	実地監査の受 検
1	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	16	○	×	×	×	×
4	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	×
6	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	×	○	×
7	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×
9	厚生労働大臣	6	2	18	○	○	×	×	×
10	厚生労働大臣	12	2	32	○	○	×	○	○
11	厚生労働大臣	8	2	24	○	×	×	×	×
12	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	8	2	14	○	×	×	○	×
14	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	×	○	×
16	厚生労働大臣	6	2	13	○	○	×	○	×
17	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×
18	厚生労働大臣	12	2	26	○	×	○	×	×
19	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
20	厚生労働大臣	6	2	8	○	×	×	×	×
21	厚生労働大臣	4	2	8	○	×	×	○	×
22	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
23	厚生労働大臣	6	2	12	○	×	×	○	×
24	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	×	○	×
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「書面監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【企業年金基金】

<本省>

	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	設立・規約変更の認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	—	○	×	×

<地方厚生(支)局>

	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
北海道厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	×
関東信越厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	×	×	×	×	×	○	○	×	○
九州厚生局	×	×	×	×	×	×	○	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 <厚生労働省本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

●調査した設立認可法人の役員数、財務諸表等の届出の状況等

資-8

【広域臨海環境整備センター】

	所轄庁	管理委員会 委員(人)	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出				外部監査の 活用	立入検査の 受検
					貸借対照表	損益計算書	事業報告書	監事の意見 書		
大阪湾広 域臨海環 境整備セ ンター	国土交通 省・環境 省	8	17	2	○	○	○	○	○	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。
2 「財務諸表等の届出」、「外部監査の活用」及び「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁の認可の審査基準の定め・公表等の状況

【広域臨海環境整備センター】

	認可の審査基準の定め・ 公表	認可に係る標準処理期 間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	監事監査に係る指導
国土交通省	—	—	×	—	×
環 境 省	—	—	×	—	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。
2 「認可の審査基準の定め」、「審査基準の公表」及び「認可に係る標準処理期間の定め・公表」については、広域臨海環境整備センターは、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。
3 「指導監督基準の定め」及び「監事監査に係る指導」の欄の「×」は、それぞれの事項が「無」であることを示す。